

社団法人 日本漫画家協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人日本漫画家協会（THE JAPAN CARTOONISTS ASSOCIATION）という。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を東京都新宿区片町3番1号に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この法人は健全なる漫画の普及に関する事業を行うと共に、漫画創作活動を奨励し併せて諸外国との漫画文化の交流を図り、もって我が国文化の発展に寄与することをもって目的とする。

(事業)

第5条 この法人は前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 一 健全なる漫画の普及
- 二 漫画創作活動の奨励
- 三 漫画文化の国際交流
- 四 漫画に関する調査研究
- 五 会報その他出版物の発行
- 六 その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次のとおりとする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- 二 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または団体
- 三 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者
- 四 友好会員 この法人の目的に賛同して入会した外国人

2 前項各号の会員のうち、正会員をもって民法上の社員とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、会員2名（うち理事1名）の推薦を得て、入会申込書を理事長に提出し理事会の承認を受けなければならない。ただし名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

- 一 正会員 10,000円
- 二 賛助会員 10,000円

2 この法人の会費は、次のとおりとする。

- 一 正会員 年額 20,000円
- 二 賛助会員 年額 50,000円

3 名誉会員及び友好会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

4 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- 三 死亡し、若しくは失所宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- 四 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

- 一 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- 二 この法人の会員としての義務に違反したとき。
- 三 会費を1年以上滞納したとき。

第4章 役員および職員

(役員)

第12条 この法人には、次の役員をおく。

- 一 理事 15名以上20名以内（うち会長1名、理事長1名、常務理事5名）
- 二 監事 1名以上2名以内

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任し、理事は、互選で会長、理事長及び常務理事を定める。

(理事の職務)

第14条 会長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長はこの法人を代表し、その業務を掌理する。

3 常務理事は次の職務を行う。

一 理事長を補佐し、理事長に事故のある時又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序で、その職務を代理し又はその職務を行う。

二 理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。ただし、緊急な事項の処理につき理事会を招集する暇がないときは、常務理事で構成する常務理事会の議決によるものとするが、この場合は必ず次の理事会で承認を得なければならない。

4 理事は理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

一 法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること。

(役員任期)

第16条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数各々の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(名誉会長)

第19条 この法人に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の推薦に基づき総会が承認した者とし、理事長が委嘱する。

(参与)

第20条 この法人に参与若干名を置くことができる。

2 参与は、理事会の推薦に基づき総会が承認した者とし、理事長が委嘱する。

3 参与は、重要な事項について理事長の諮問に応ずる。

(職員)

第21条 この法人の事務を処理するため、必要な次の職員を置く。

一 事務局長 1名

二 事務局員 若干名

2 職員の任免、及び給与の決定は、理事長がこれを掌る。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第22条 理事会は、毎年5回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席したものとみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の招集)

第24条 通常総会は、毎年2回年度当初と年度末に理事長が招集する。

2 臨時総会は理事会が必要と認めるとき、理事長が招集する。

3 前項のほか、正会員数の5分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の掌手を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも5日以前に、その会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第25条 通常総会の議長は、理事長とし、臨時総会の議長は、会議の都度出席正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第26条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

一 事業計画及び収支予算についての事項

二 事業報告及び収支決算についての事項

三 財産目録及び貸借対照表についての事項

四 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの。

(総会の定足数等)

第27条 総会は、正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として評決を委任したものは、出席したものとみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第28条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第29条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者の代表2名以上が記名押印の上、これを保存する。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次のとおりとする。

一 設立当初の財産目録に記載された財産

二 入会金及び年会費

三 資産から生ずる収入

四 事業に伴う収入

五 寄付金品

六 その他の収入

(資産の種別)

第31条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

一 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産

二 基本財産とすることを指定して寄付された財産

三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第32条 この法人財産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が管理する。

(基本財産の処分の制限)

第33条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第34条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第36条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書並びに会員の移動状況書と共に、監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けて毎会計年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

(長期借入金)

第37条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第38条 第33条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は理事会および総会において理事及び正会員各々の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第41条 この法人の解散については、理事会および総会において理事及び正会員各々の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第42条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第43条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 定款
- 二 社員の名簿
- 三 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- 四 財産目録
- 五 資産台帳及び負債台帳
- 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 七 理事会及び総会の議事に関する書類
- 八 処務日誌
- 九 官公署往復書類
- 十 その他必要な書類及び帳簿

2 前項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号の書類は永年、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 第13条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。この場合の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、昭和61年5月31日までとする。
 - 理事（理事長） 加藤芳郎
 - 理事（常務理事） 古川善男（秋玲二）
 - 理事（常務理事） 小野寺章太郎（石ノ森章太郎）
 - 理事（常務理事） 小島功
 - 理事（常務理事） 小林仁（佐川美代太郎）
 - 理事（常務理事） 柳瀬嵩（やなせたかし）
 - 理事 渡邊雅子（わたなべまさこ）
 - 理事 菅沼洋子（今村洋子）
 - 理事 山賀栄子（花村えい子）
 - 理事 岡部冬彦
 - 理事 牧野圭一
 - 理事 齊藤隆夫（さいとう・たかを）
 - 理事 水野良太郎
 - 理事 根本 進
 - 理事 関根義一（関根義人）
 - 理事 千葉徹弥（ちばてつや）
 - 理事 馬場 登（馬場のぼる）
 - 理事 宮下 森
 - 理事 永井 保
 - 理事 角田次郎（つのだじろう）
 - 監事 藤田多賀吉（佐次たかし）
 - 監事 神山 孝
- 2 第39条の規定にかかわらず、この法人設立当初の会計年度は法人設立の日から昭和61年3月31日までとする。
- 3 従来、日本漫画家協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。